

修士論文審査基準

①学位論文が満たすべき水準	修士論文は、商学分野に関する広範な視野のもと、専攻する学問領域に関して、精深な学識、優れた研究能力及び社会問題の解決に貢献する内容を反映したものであり、かつ学術誌への公表に耐えうる水準に達したものでなければならない。
②学位論文審査概要	修士の学位請求論文の審査は、その透明性・公平性を確保する観点から、商学研究科委員会の定める審査委員によって行うものとする。 1 審査委員の体制 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、必要あるときは、本大学院の他の研究科又は学部の教員を副査とすることができる。 2 学位請求論文の提出 修士の学位請求論文は1編とし、修士課程の在学年限内に指導教授を通じて商学研究科委員会に提出するものとする。 前項の学位請求論文は、3部を提出するものとする。 3 学位請求論文の審査期間 最終試験は、商学研究科委員会の定めにより、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行うものとする。 4 審査の報告 修士の学位請求論文の審査並びに最終試験の結果は、商学研究科委員会の議を経た後、商学研究科長が学長に報告するものとする。
③審査項目	学位請求論文提出要件 修士論文を提出する前に本研究科委員会の指定する研究会等において論文内容を報告し、助言・指導を受けること。 修士論文審査基準 修士論文においては自己の努力の成果が、明確にされていなければならない。このことは、他の人とは異なる自分なりのオリジナルな側面が、見られねばならないことが重視されることを意味する。この場合、以下の要件を合わせ持っていなければならない。 〈実質的基準〉 1. 研究目的が明解であり、その目的に沿った内容で論旨が展開されていること。 2. 設定した研究課題への取り組みが、修士課程修了にふさわしい水準に到達していること。 3. 当該研究領域における先行研究から明らかにされた知見が体系的にまとめられており、誤りがないこと。 4. 適切な研究方法、調査、実験方法を踏まえて、考察がなされていること。 5. 論文として首尾一貫した内容となっていること。 6. 論文で展開してきた内容が結論に導かれており、当該研究領域における修士にふさわしい研究能力が認められること。

③審査項目	〈形式的基準〉 研究成果を公開するにあたって、自己だけが理解される内容の論文ではなく、他の人が容易に文章の内容を把握できるよう「理解可能性」を備えていなければならない。このような視点から、以下の要件が必要である。 1. 題目にふさわしい研究内容、構成であること。 2. 本文、図、表、参考文献等の記述が、適切な体裁を備えていること。 3. 容易に理解される、的確かつ明確な文章で表現されていること。 4. 誤字、脱字等の不備のないこと。 5. 章立ては、ほぼ量的に均等していること。 リサーチ・ペーパー審査基準 リサーチ・ペーパーは、学術上の新たな知見は見られなくても、適切な方法論に依拠して、社会における現象に関わる特定の課題（以下、「特定課題」とする）についての解明や解決策の提示に目的をおいた研究をまとめたものを指す。特定課題として以下のものを認める。 1. 先行研究の整理 2. 実態の紹介、諸事実の体系的整理 3. 実践上の方策の提言 4. その他、「特定課題」の解明や解決に寄与するものこの場合、以下の要件を合わせ持っていなければならない。 〈実質的基準〉 1. 研究目的が明解であり、その目的に沿った内容で論旨が展開されていること。 2. 特定課題の解明や解決への寄与が結論に明示されており、当該リサーチ・ペーパーの貢献が明確に示されていること。 〈形式的基準〉 研究成果を公開するにあたって、自己だけが理解される内容の論文ではなく、他の人が容易に文章の内容を把握できるよう「理解可能性」を備えていなければならない。このような視点から、以下の要件が必要である。 1. 題目にふさわしい研究内容、構成であること。 2. 本文、図、表、参考文献等の記述が、適切な体裁を備えていること。 3. 容易に理解される、的確かつ明確な文章で表現されていること。 4. 誤字、脱字等の不備のないこと。
④審査項目	最終試験は、商学研究科委員会の定めにより、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行うものとする。
⑤学位授与の要件	修士の学位は、本大学の大学院商学研究科修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

(令和 2 年度以降入学者)

博士論文審査基準

①学位論文が満たすべき水準	博士論文は、商学分野に関する豊かな学識のもと、専攻する学問領域に関して、高度の専門性、独創性及び新たな学術的知見をもって当該分野の発展に寄与する内容を反映したものであり、かつ学術書として公刊可能な水準に達したものでなければならない。
②学位論文審査体制	博士の学位請求論文の審査の透明性・公平性を確保する観点から、次のとおり基準を定める。 1 審査委員の構成 学位請求論文の審査を付託された商学研究科委員会は、学位請求論文の審査を行うため、審査委員会を設けるものとする。 審査委員会の構成は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから指名する 2 名以上の副査を加えて行うものとする。 必要があるときは、商学研究科委員会の議を経て、商学研究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部 of 教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。 2 学位請求論文の提出 学位を請求することができる者は、商学研究科委員会が専修大学大学院学則で定める修了の期日までに修了できると認めた者で、同日まで在籍する見込みがあるものとする。 学位請求論文の提出は所定の学位申請願に、学位請求論文 1 編 3 部及び論文要旨 3 部を添え、指導教授を通じて、商学研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。 前項の学位請求論文は、製本したものの 3 部を提出するものとする。 学位を請求することができる期間は、本大学院の商学研究科博士後期課程に入学した時から 9 年以内とし、休学期間は、これに含めないものとする。この場合において、学位請求論文は、在学期間中に提出するものとする。 3 学位請求論文の審査期間 学位請求論文の審査は、当該学位請求論文を受理した日から、1 年以内に終了するものとする。ただし、第 13 条第 2 項に規定する者については、商学研究科委員会の議決により、その期間を延長することができる。 4 審査委員会の審査報告 審査委員会は、学位請求論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、学位請求論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、商学研究科委員会に、文書をもって報告するものとする。 審査委員会は、前項の報告をした後、学位請求論文及び同項に規定する審査報告書を商学研究科委員会の委員の閲覧に供するため、1 か月の期間を置くものとする。 審査委員会が学位請求論文の審査の結果その内容が学位を授与するのに値しないと認めたときは、最終試験又は口頭試問を行わないことができる。この場合、審査報告者に評価に関する意見を記載することを要しない。

③審査項目	学位請求論文提出要件 ① 公刊された学術誌（レフェリー付きが望ましい）に発表論文が2編以上あること。ただし、掲載予定の論文がある場合は「再校ゲラ」であるか、論文に掲載許可証を添付すること。 ② 学会（全国大会、地域部会および分科会を含む）において研究発表したことがあること。 ③ 博士論文を提出する前に本研究科委員会の指定する研究会等において論文内容を報告し、助言・指導を受けること。 博士論文審査基準 〈実質的基準〉 博士学位申請論文（以下、「論文」と略する）の審査に当たり、論文提出者は専攻テーマに関する知識が博士学位にふさわしい水準に達していることが求められる。したがって、論文提出者には、商学に関わる専攻分野において、深い学識とともに、主体的に研究を遂行する能力を有していることが重視される。博士論文においては、当該専攻分野において学術的に新たな知見が認められ、当該専攻分野の発展に寄与する高度な研究成果を含む必要がある。この場合、論文は以下の要件を満たさなければならない。 1. 論文の目的が明確に示されているとともに、学術上の意義があること。 2. 当該専攻分野における先行研究が十分に検討されていること。 3. 目的に対する分析方法や考察が適切であること。 4. 論文の見解に独創性があり、それが論理的、実証的に適切に検証されていること。 5. 記述が明確であるとともに、論旨に一貫性があること。 〈形式的基準〉 研究成果を博士学位申請論文としてまとめ、提出するにあたって、論文提出者だけに理解できる内容の論文ではなく、当該専攻分野の識者ならびに論文審査に当たる者が理解可能な形式で記述されなければならない。この場合、以下の要件を満たさなければならない。 1. 論文題目が博士論文にふさわしいこと。 2. 論文題目にふさわしい論文内容、論文構成であること。 3. 審査員が理解可能な形式で、論理的な文章で記述されていること。 4. 本文、図、表、参考文献などの記述が、論文として適切な体裁を備えていること。 5. 資料、情報の扱いが適切であること。 6. 誤字、脱字などの不備がないこと。
④審査方法	最終試験は、当該審査委員会が学位請求論文を中心として、これに関連ある授業科目にわたり口頭試問により行うが、筆答試問を併せて行うことができる。
⑤学位授与の要件	博士の学位は、本大学院商学研究科の博士後期課程に3年以上在学し、博士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

博士論文審査基準

①学位論文が満たすべき水準	博士論文は、商学分野に関する豊かな学識のもと、専攻する学問領域に関して、高度の専門性、独創性及び新たな学術的知見をもって当該分野の発展に寄与する内容を反映したものであり、かつ学術書として公刊可能な水準に達したものでなければならない。
②学位論文審査体制	博士の学位請求論文の審査の透明性・公平性を確保する観点から、次のとおり基準を定める。 1 審査委員の構成 学位請求論文の審査を付託された商学研究科委員会は、学位請求論文の審査を行うため、審査委員会を設けるものとする。 審査委員会の構成は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから指名する 2 名以上の副査を加えて行うものとする。 必要があるときは、商学研究科委員会の議を経て、商学研究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部 of 教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。 2 学位請求論文の提出 学位を請求することができる者は、商学研究科委員会が専修大学大学院学則で定める修了の期日までに修了できると認めた者で、同日まで在籍する見込みがあるものとする。 学位請求論文の提出は所定の学位申請願に、学位請求論文 1 編 3 部及び論文要旨 3 部を添え、指導教授を通じて、商学研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。 前項の学位請求論文は、製本したものの 3 部を提出するものとする。 学位を請求することができる期間は、本大学院の商学研究科博士後期課程に入学した時から 9 年以内とし、休学期間は、これに含めないものとする。この場合において、学位請求論文は、在学期間中に提出するものとする。 3 学位請求論文の審査期間 学位請求論文の審査は、当該学位請求論文を受理した日から、1 年以内に終了するものとする。ただし、第 13 条第 2 項に規定する者については、商学研究科委員会の議決により、その期間を延長することができる。 4 審査委員会の審査報告 審査委員会は、学位請求論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、学位請求論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、商学研究科委員会に、文書をもって報告するものとする。 審査委員会は、前項の報告をした後、学位請求論文及び同項に規定する審査報告書を商学研究科委員会の委員の閲覧に供するため、1 か月の期間を置くものとする。 審査委員会が学位請求論文の審査の結果その内容が学位を授与するのに値しないと認めたときは、最終試験又は口頭試問を行わないことができる。この場合、審査報告者に評価に関する意見を記載することを要しない。

③審査項目	学位請求論文提出要件 ① 原則として、公刊された学術誌（レフェリー付きが望ましい）に発表論文が3編（修士論文を含む）以上あること。掲載予定の論文がある場合は「再校ゲラ」であること。 ② 学会（全国大会、地域部会を含む）において研究発表したことがあること。 ③ 博士論文を提出する前に本研究科委員会の指定する研究会等において論文内容を報告し、助言・指導を受けること。 博士論文審査基準 〈実質的基準〉 博士学位申請論文（以下、「論文」と略する）の審査に当たり、論文提出者は専攻テーマに関する知識が博士学位にふさわしい水準に達していることが求められる。したがって、論文提出者には、商学に関わる専攻分野において、深い学識とともに、主体的に研究を遂行する能力を有していることが重視される。博士論文においては、当該専攻分野において学術的に新たな知見が認められ、当該専攻分野の発展に寄与する高度な研究成果を含む必要がある。この場合、論文は以下の要件を満たさなければならない。 1. 論文の目的が明確に示されているとともに、学術上の意義があること。 2. 当該専攻分野における先行研究が十分に検討されていること。 3. 目的に対する分析方法や考察が適切であること。 4. 論文の見解に独創性があり、それが論理的、実証的に適切に検証されていること。 5. 記述が明確であるとともに、論旨に一貫性があること。 〈形式的基準〉 研究成果を博士学位申請論文としてまとめ、提出するにあたって、論文提出者だけに理解できる内容の論文ではなく、当該専攻分野の識者ならびに論文審査に当たる者が理解可能な形式で記述されなければならない。この場合、以下の要件を満たさなければならない。 1. 論文題目が博士論文にふさわしいこと。 2. 論文題目にふさわしい論文内容、論文構成であること。 3. 審査員が理解可能な形式で、論理的な文章で記述されていること。 4. 本文、図、表、参考文献などの記述が、論文として適切な体裁を備えていること。 5. 資料、情報の扱いが適切であること。 6. 誤字、脱字などの不備がないこと。
④審査方法	最終試験は、当該審査委員会が学位請求論文を中心として、これに関連ある授業科目にわたり口頭試問により行うが、筆答試問を併せて行うことができる。
⑤学位授与の要件	博士の学位は、本大学院商学研究科の博士後期課程に3年以上在学し、博士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。